

堺市公報 第157号	令和3年2月12日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○堺市環境影響評価条例に基づく事前配慮指針及び技術指針の改定について 【環境局環境保全部環境共生課】.....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	16

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 18

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 19

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について
【健康福祉局健康部精神保健課】..... 20

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
【健康福祉局健康部精神保健課】..... 21

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について
【建設局土木部路政課】..... 22

<公告>

○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日について
【文化観光局観光部観光推進課】..... 24

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】..... 24

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】..... 26

告 示

堺市告示第46号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第6条第2項及び第7条第2項の規

定に基づき、事前配慮指針及び技術指針を別紙のとおり改定したので、同条例第6条第4項（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公表する。

令和3年2月12日

堺市長 永 藤 英 機

別紙

事前配慮指針 新旧対照表

頁	現行	改定後																												
5	<p>表2 社会面、経済面の調査、推計項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会・経済要素</th> <th>内容</th> <th>調査、推計項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業に係る費用等</td> <td>事業に係る費用、期間等</td> <td>概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等</td> </tr> <tr> <td>事業の効果</td> <td>事業実施による経済的影響</td> <td>事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等</td> </tr> <tr> <td>社会的影響</td> <td>事業実施による社会的影響</td> <td><u>コミュニティの分断</u>、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等</td> </tr> </tbody> </table>	社会・経済要素	内容	調査、推計項目の例	事業に係る費用等	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等	事業の効果	事業実施による経済的影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等	社会的影響	事業実施による社会的影響	<u>コミュニティの分断</u> 、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等	<p>表2 社会面、経済面の調査、推計項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会・経済要素</th> <th>内容</th> <th>調査、推計項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業に係る費用等</td> <td>事業に係る費用、期間等</td> <td>概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等</td> </tr> <tr> <td>事業の効果</td> <td>事業実施による経済的影響</td> <td>事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等</td> </tr> <tr> <td>社会的影響</td> <td>事業実施による社会的影響</td> <td><u>コミュニティの分断・変化</u>、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等</td> </tr> </tbody> </table>	社会・経済要素	内容	調査、推計項目の例	事業に係る費用等	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等	事業の効果	事業実施による経済的影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等	社会的影響	事業実施による社会的影響	<u>コミュニティの分断・変化</u> 、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等				
社会・経済要素	内容	調査、推計項目の例																												
事業に係る費用等	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等																												
事業の効果	事業実施による経済的影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等																												
社会的影響	事業実施による社会的影響	<u>コミュニティの分断</u> 、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等																												
社会・経済要素	内容	調査、推計項目の例																												
事業に係る費用等	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等																												
事業の効果	事業実施による経済的影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等																												
社会的影響	事業実施による社会的影響	<u>コミュニティの分断・変化</u> 、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等																												
6	<p>表4 環境要素</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、<u>コミュニティの分断</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>都市環境</td> <td>都市景観、歴史的・文化的景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td>温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土</td> </tr> <tr> <td>安全</td> <td>高圧ガス、危険物等、交通</td> </tr> </tbody> </table>	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断</u>	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	都市環境	都市景観、歴史的・文化的景観、文化財	環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土	安全	高圧ガス、危険物等、交通	<p>表4 環境要素</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、<u>コミュニティの分断・変化</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>都市環境</td> <td>景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td><u>地球環境、廃棄物等</u></td> </tr> <tr> <td>安全</td> <td><u>安全</u></td> </tr> </tbody> </table>	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断・変化</u>	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	都市環境	景観、文化財	環境負荷	<u>地球環境、廃棄物等</u>	安全	<u>安全</u>								
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断</u>																													
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場																													
都市環境	都市景観、歴史的・文化的景観、文化財																													
環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土																													
安全	高圧ガス、危険物等、交通																													
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断・変化</u>																													
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場																													
都市環境	景観、文化財																													
環境負荷	<u>地球環境、廃棄物等</u>																													
安全	<u>安全</u>																													
7	<p>表5 計画段階配慮事項の選定結果の整理例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">環境要素</th> <th colspan="2">環境影響要因</th> </tr> <tr> <th>細区分</th> <th>細区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>コミュニティの分断</u></td> <td><u>コミュニティの分断</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素	環境影響要因		細区分	細区分	(略)	(略)	(略)	<u>コミュニティの分断</u>	<u>コミュニティの分断</u>		(略)	(略)	(略)	<p>表5 計画段階配慮事項の選定結果の整理例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">環境要素</th> <th colspan="2">環境影響要因</th> </tr> <tr> <th>細区分</th> <th>細区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>コミュニティの分断・変化</u></td> <td><u>コミュニティの分断・変化</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素	環境影響要因		細区分	細区分	(略)	(略)	(略)	<u>コミュニティの分断・変化</u>	<u>コミュニティの分断・変化</u>		(略)	(略)	(略)
環境要素	環境影響要因																													
	細区分	細区分																												
(略)	(略)	(略)																												
<u>コミュニティの分断</u>	<u>コミュニティの分断</u>																													
(略)	(略)	(略)																												
環境要素	環境影響要因																													
	細区分	細区分																												
(略)	(略)	(略)																												
<u>コミュニティの分断・変化</u>	<u>コミュニティの分断・変化</u>																													
(略)	(略)	(略)																												

頁	現行	改定後
11	<p>なお、配慮計画書の作成に当たっては、技術指針第5章第1節に規定する環境影響評価関係図書作成に当たっての共通留意事項にも留意すること。</p>	<p>なお、配慮計画書の作成に当たっては、技術指針第3章第1節に規定する環境影響評価関係図書作成に当たっての共通留意事項にも留意すること。</p>
12	<p>1 事業計画の選定に当たっての留意事項 事業計画の選定に当たっては、社会面、経済面についての検討のほか、配慮計画書で取りまとめた内容並びに条例第10条の2第1項の規定により提出された意見書及び条例第11条第1項の規定による計画審査書の内容を踏まえること。</p>	<p>1 事業計画の選定に当たっての留意事項 事業計画の選定に当たっては、社会面、経済面についての検討のほか、配慮計画書で取りまとめた内容並びに条例第10条の2第1項の規定により提出された意見書及び条例第11条第1項の規定による<u>配慮</u>計画審査書の内容を踏まえること。</p>

環境影響評価技術指針 新旧対照表

頁	現行	改定後																												
1	<p>表1 環境要素</p> <table border="1"> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、<u>コミュニティの分断</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>都市環境</td> <td><u>都市景観</u>、歴史的・文化的景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td><u>温室効果ガス</u>、<u>オゾン層破壊物質</u>、<u>廃棄物</u>、<u>発生土</u></td> </tr> <tr> <td>安全</td> <td><u>高圧ガス</u>、<u>危険物等</u>、<u>交通</u></td> </tr> </table>	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断</u>	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	都市環境	<u>都市景観</u> 、歴史的・文化的景観、文化財	環境負荷	<u>温室効果ガス</u> 、 <u>オゾン層破壊物質</u> 、 <u>廃棄物</u> 、 <u>発生土</u>	安全	<u>高圧ガス</u> 、 <u>危険物等</u> 、 <u>交通</u>	<p>表1 環境要素</p> <table border="1"> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、<u>コミュニティの分断・変化</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>都市環境</td> <td>景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td><u>地球環境</u>、<u>廃棄物等</u></td> </tr> <tr> <td>安全</td> <td><u>安全</u></td> </tr> </table>	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断・変化</u>	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	都市環境	景観、文化財	環境負荷	<u>地球環境</u> 、 <u>廃棄物等</u>	安全	<u>安全</u>								
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断</u>																													
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場																													
都市環境	<u>都市景観</u> 、歴史的・文化的景観、文化財																													
環境負荷	<u>温室効果ガス</u> 、 <u>オゾン層破壊物質</u> 、 <u>廃棄物</u> 、 <u>発生土</u>																													
安全	<u>高圧ガス</u> 、 <u>危険物等</u> 、 <u>交通</u>																													
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、 <u>コミュニティの分断・変化</u>																													
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場																													
都市環境	景観、文化財																													
環境負荷	<u>地球環境</u> 、 <u>廃棄物等</u>																													
安全	<u>安全</u>																													
5	(2) 調査方法	② 調査方法																												
6	<p>(1) 環境影響評価項目の選定</p> <p>環境影響評価項目については、事業特性及び地域特性並びに抽出した環境影響要因を勘案し、表1に掲げる環境要素の中から、対象事業の実施により環境を受けると考えられる項目を・・・</p>	<p>(1) 環境影響評価項目の選定</p> <p>環境影響評価項目については、事業特性及び地域特性並びに抽出した環境影響要因を勘案し、表1に掲げる環境要素の中から、対象事業の実施により影響を受けると考えられる項目を・・・</p>																												
7	<p>表4 環境影響評価項目の選定結果の整理例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">環境要素</th> <th colspan="2">環境影響要因</th> </tr> <tr> <th>細区分</th> <th>細区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>コミュニティの分断</u></td> <td><u>コミュニティの分断</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素	環境影響要因		細区分	細区分	(略)	(略)	(略)	<u>コミュニティの分断</u>	<u>コミュニティの分断</u>		(略)	(略)	(略)	<p>表4 環境影響評価項目の選定結果の整理例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">環境要素</th> <th colspan="2">環境影響要因</th> </tr> <tr> <th>細区分</th> <th>細区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>コミュニティの分断・変化</u></td> <td><u>コミュニティの分断・変化</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素	環境影響要因		細区分	細区分	(略)	(略)	(略)	<u>コミュニティの分断・変化</u>	<u>コミュニティの分断・変化</u>		(略)	(略)	(略)
環境要素	環境影響要因																													
	細区分	細区分																												
(略)	(略)	(略)																												
<u>コミュニティの分断</u>	<u>コミュニティの分断</u>																													
(略)	(略)	(略)																												
環境要素	環境影響要因																													
	細区分	細区分																												
(略)	(略)	(略)																												
<u>コミュニティの分断・変化</u>	<u>コミュニティの分断・変化</u>																													
(略)	(略)	(略)																												
8	<p>ア 既存資料調査</p> <p>既存資料調査（以下「既存資料調査」という。）に用いる文献等は、可能な限り最新のものを使用するとともに、・・・</p>	<p>ア 既存資料調査</p> <p>既存資料調査に用いる文献等は、可能な限り最新のものを使用するとともに、・・・</p>																												
11	<p>(4) 評価に係る事項</p> <p>① 評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置に係る検討を行った場合においては・・・</p>	<p>(4) 評価に係る事項</p> <p>① 評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に係る検討を行った場合においては・・・</p>																												
11	<p>7 環境保全措置</p> <p>(1) 環境保全措置の検討</p> <p>・・・基準又は目標の達成に努めることを目的として、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討すること。</p>	<p>7 環境保全措置</p> <p>(1) 環境保全措置の検討</p> <p>・・・基準又は目標の達成に努めることを目的として、環境保全措置を検討すること。</p>																												

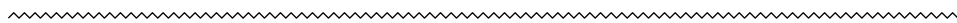
頁	現行	改定後
22	<p>3 評価書の作成 (中略) ____評価書の記載内容及び留意事項は次のとおりとする。</p>	<p>3 評価書の作成 (中略) 評価書の記載内容及び留意事項は次のとおりとする。</p>
24	<p>(4) 事後調査結果 (中略) ・評価書に記載の環境配慮の内容及び環境保全措置の実施状況及び今後の事業実施予定を記載すること。</p>	<p>(4) 事後調査結果 (中略) ・評価書に記載の環境配慮の内容及び環境保全措置の実施状況及び今後の事業実施予定を記載すること。</p>
25	<p>①大気質に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、その他必要な物質</p> </div>	<p>①大気質に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、<u>水銀</u>、その他必要な物質</p> </div>
25	<p>(3) 調査方法 ① 大気汚染に係る調査方法 次に掲げるところにより現地調査を実施すること。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>大気汚染状況報告書</u>」(堺市)、「<u>大気汚染常時測定局測定結果</u>」(大阪府)、・・・</p>	<p>(3) 調査方法 ① 大気汚染に係る調査方法 次に掲げるところにより現地調査を実施すること。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>大気汚染常時監視測定結果</u>」(堺市)、「<u>大気汚染常時測定局測定結果</u>」(大阪府)、・・・</p>
27	<p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン ・「<u>有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル</u>」(平成23年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p>	<p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン ・「<u>有害大気汚染物質等測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル</u>」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p>
27	<p>(b) その他必要な物質 ・「<u>有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル</u>」(平成20年3月環境省水・大気環境局大気環境課) ・日本工業規格(JIS)等</p>	<p>(b) 水銀 ・「<u>有害大気汚染物質等測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル</u>」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p> <p>(c) その他必要な物質 ・「<u>有害大気汚染物質等測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル</u>」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課) ・日本産業規格(JIS)等</p>

頁	現行	改定後
28	<p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「大阪府の気象」(大阪管区气象台)等の・・・</p>	<p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)又は「大阪府の気象」(大阪管区气象台)等の・・・</p>
35	<p>① 水質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	<p>① 水質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>
35	<p>イ 調査回数</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性及び水象等の__状況並びに・・・</p>	<p>イ 調査回数</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性及び水象等の状況並びに・・・</p>
36	<p>b 分析方法 (中略)</p> <p>・日本工業規格(JIS)</p>	<p>b 分析方法 (中略)</p> <p>・日本産業規格(JIS)</p>
36	<p>② 底質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	<p>② 底質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>
37	<p>b 分析方法及び溶出試験方法 (中略)</p> <p>・日本工業規格(JIS)</p>	<p>b 分析方法及び溶出試験方法 (中略)</p> <p>・日本産業規格(JIS)</p>
37	<p>a 河川水象 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	<p>a 河川水象 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>
42	<p>第3節 地下水 1 調査 (1) 調査項目</p> <p>① 地下水質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>塩化ビニルモノマー</u>、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他必要な項目</p>	<p>第3節 地下水 1 調査 (1) 調査項目</p> <p>① 地下水質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u>、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他必要な項目</p>

頁	現行	改定後
42	<p>① 地下水質に係る調査方法 (中略) なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)等の・・・</p>	<p>① 地下水質に係る調査方法 (中略) なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>地下水質調査結果</u>」(堺市)等の・・・</p>
54	<p>c 測定方法 「日本工業規格Z8735」に定める方法によること。</p>	<p>c 測定方法 「日本産業規格Z8735」に定める方法によること。</p>
65	<p>ウ 測定方法 (中略) ・・・測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格(JIS)等に定める方法によること。</p>	<p>ウ 測定方法 (中略) ・・・測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本産業規格(JIS)等に定める方法によること。</p>
65	<p>② 関連調査項目の調査方法 ア 気象の状況 「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「大阪府の気象」(大阪管区气象台)等の</p>	<p>② 関連調査項目の調査方法 ア 気象の状況 「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)又は「大阪府の気象」(大阪管区气象台)等の</p>
73	<p>第9節 土壌汚染 1 調査 (1) 調査項目 ① 土壌汚染に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、その他重金属等土壌汚染物質</p> </div>	<p>第9節 土壌汚染 1 調査 (1) 調査項目 ① 土壌汚染に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、<u>1, 4-ジオキサン</u>、ダイオキシン類、その他重金属等土壌汚染物質</p> </div>
87	<p>(2) 事後調査地域 測地域の中から選定すること。・・・</p>	<p>(2) 事後調査地域 <u>予測</u>地域の中から選定すること。・・・</p>

頁	現行	改定後
89	<p>第14節 コミュニティの分断 1 調査 (1) 調査項目 対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢区分別人口の状況 ・自治会、学校、避難場所等の状況 (自治会、町内会、老人会等の組織、幼稚園・保育所及び小・中学校の位置、学校区、通学路、避難場所等の状況) ・交通施設、公共施設、商業施設等の位置及び利用の状況 ・土地利用の状況 (地域分断の影響を受ける住宅等の分布状況、用途地域の指定状況及び地域の土地利用の状況(将来の土地利用を含む。)) ・対象事業等の計画の状況 (土地の形状の変更の内容及び範囲、工作物の位置、規模及び構造、分断される道路の位置及び構造等) </div> <p>(2) 調査地域 対象事業等の<u>工事</u>により地域分断が生ずると想定される範囲とすること。</p>	<p>第14節 コミュニティの分断・変化 1 調査 (1) 調査項目 対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢区分別人口の状況 ・自治会、学校、避難場所等の状況 (自治会、町内会、老人会等の組織、幼稚園・保育所及び小・中学校の位置、学校区、通学路、避難場所等の状況) ・交通施設、公共施設、商業施設等の位置及び利用の状況 ・土地利用の状況 (地域分断又は変化の影響を受ける住宅等の分布状況、用途地域の指定状況及び地域の土地利用の状況(将来の土地利用を含む。)) ・対象事業等の計画の状況 (土地の形状の変更の内容及び範囲、工作物の位置、規模及び構造、分断される道路の位置及び構造等) </div> <p>(2) 調査地域 対象事業等の<u>実施</u>により地域分断又は変化が生ずると想定される範囲とすること。</p>
90	<p>2 予測 (1) 予測事項 対象事業等の実施により生ずる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断の状況とする。</p>	<p>2 予測 (1) 予測事項 対象事業等の実施により生ずる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断又は<u>変化</u>の状況とする。</p>
92	<p>(3) 調査方法 ① 気象に係る調査方法 (中略) なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「<u>大阪府の気象</u>」(大阪管区气象台)及び「<u>大気汚染常時測定局測定結果</u>」(大阪府)等の・・・</p>	<p>(3) 調査方法 ① 気象に係る調査方法 (中略) なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>大阪府の気象</u>」(大阪管区气象台)及び「<u>大気汚染常時測定局測定結果</u>」(大阪府)等の・・・</p>
99	<p>① 水象に係る調査方法 ア 河川水象 (中略) なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>流量年表</u>」(日本河川協会)、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「<u>大阪府域河川等水質調査結果報告書</u>」等の・・・</p>	<p>① 水象に係る調査方法 ア 河川水象 (中略) なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>流量年表</u>」(日本河川協会)、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「<u>大阪府域河川等水質調査結果報告書</u>」(大阪府)等の・・・</p>

頁	現行	改定後
108	<p>ウ 法令による地域指定等 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 	<p>ウ 法令による地域指定等 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
110	<p>3 評価 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。 	<p>3 評価 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。
117	<p>ア 土地利用の状況</p>	<p>ア 土地利用の状況</p>
120	<p>(1) 調査項目 野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合いの活動の場について、その分布、自然の状況、利用の状況及び利用環境の状況とすること。</p> <p>(2) 調査地域 対象事業等の種類、規模及び地域の概況等を考慮して、対象事業等の実施が人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とすること。</p>	<p>(1) 調査項目 野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動の場について、その分布、自然の状況、利用の状況及び利用環境の状況とすること。</p> <p>(2) 調査地域 対象事業等の種類、規模及び地域の概況等を考慮して、対象事業等の実施が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とすること。</p>
120	<p>(4) 調査の結果 (中略)</p> <p>現地調査を実施した場合には、人と自然との触れ合いの活動の場の分布、施設の位置等を図面に表示するとともに、・・・</p>	<p>(4) 調査の結果 (中略)</p> <p>現地調査を実施した場合には、人と自然との触れ合い活動の場の分布、施設の位置等を図面に表示するとともに、・・・</p>
121	<p>3 評価 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合いの活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 	<p>3 評価 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合い活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。



堺市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
山本整形外科	堺市中区大野芝町23-1 クリニック モール堺大野芝	令和2年12月1日

2 歯科

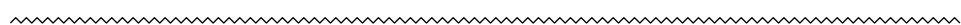
名称	所在地	指定年月日
吉田歯科クリニック	堺市東区西野104-2	令和2年9月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
イズミ薬局諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町東3-371-1	令和2年12月1日
イズミ薬局浜寺店	堺市西区浜寺船尾町西4-557	令和2年12月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションふくふく	堺市中区深井清水町3985 HS深井ビル6階	令和2年12月1日



堺市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

1 診療所

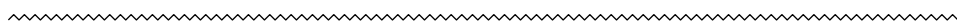
名称	所在地	廃止年月日
三善医院	堺市北区東雲東町3-8-8	令和2年12月25日
山本整形外科	堺市中区大野芝町180 神工ビル1F	令和2年11月30日
森山耳鼻咽喉科	堺市西区鳳東町2-162-4 エスタ 鳳1階	令和2年12月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
吉田歯科クリニック	堺市東区西野104-2	令和2年8月31日
さわい歯科	堺市南区庭代台3-1-9	令和2年12月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
みくに薬局	堺市西区上野芝町3-3-21	令和2年12月31日



堺市告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
ラポール訪問看護ステーション	訪問看護ステーションこはる	堺市東区日置荘北町2-10-28 A-103	令和3年1月1日

堺市告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護	じゅん訪問介護センター	堺市北区百舌鳥本町3-538-57	令和3年1月1日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム おおみの	堺市東区西野42	令和2年11月1日
----------------------	-------------------	----------	-----------

堺市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	高木医院	堺市西区浜寺南町2-281-7	令和2年11月9日
訪問リハビリテーション	高木医院	堺市西区浜寺南町2-281-7	令和2年11月9日
訪問看護	高木医院	堺市西区浜寺南町2-281-7	令和2年11月9日
居宅療養管理指導	医療法人白桜会 森山耳鼻咽喉科	堺市西区鳳東町2-162-4 エスタ鳳1階	令和2年12月31日
訪問リハビリテーション	医療法人白桜会 森山耳鼻咽喉科	堺市西区鳳東町2-162-4 エスタ鳳1階	令和2年12月31日
訪問看護	医療法人白桜会 森山耳鼻咽喉科	堺市西区鳳東町2-162-4 エスタ鳳1階	令和2年12月31日

訪問看護	医療法人聴心会 橋本クリニック	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1 グレース中百舌鳥トキワビル1階	令和2年9月30日
居宅療養管理指導	医療法人聴心会 橋本クリニック	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1 グレース中百舌鳥トキワビル1階	令和2年9月30日
訪問リハビリテーション	医療法人聴心会 橋本クリニック	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1 グレース中百舌鳥トキワビル1階	令和2年9月30日
居宅療養管理指導	医療法人頼整形外科クリニック	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前ビル1F	令和2年12月28日
訪問リハビリテーション	医療法人頼整形外科クリニック	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前ビル1F	令和2年12月28日
訪問看護	医療法人頼整形外科クリニック	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前ビル1F	令和2年12月28日
居宅療養管理指導	吉田歯科クリニック	堺市東区西野104-2	令和2年8月31日
居宅療養管理指導	みくに薬局	堺市西区上野芝町3-3-21	令和2年12月31日
訪問介護	じゅん訪問介護センター	堺市中区深井東町3164 ベルガーデンズ105号	令和2年12月31日

堺市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ラポール訪問看護ステーション	訪問看護ステーションこはる	堺市東区日置荘北町2-10-28 A-103	令和3年1月1日
訪問看護	ラポール訪問看護ステーション	訪問看護ステーションこはる	堺市東区日置荘北町2-10-28 A-103	令和3年1月1日

堺市告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	医療法人頼整形外科クリニック	堺市北区蔵前町1226-1 サンロード蔵前ビル1F	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前ビル1F	平成22年11月21日

訪問リハビリテーション	医療法人頼整形外科クリニック	堺市北区蔵前町1226-1 サンロード蔵前ビル1F	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前ビル1F	平成22年11月21日
訪問看護	医療法人頼整形外科クリニック	堺市北区蔵前町1226-1 サンロード蔵前ビル1F	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前ビル1F	平成22年11月21日
居宅介護支援	ふるさぼーとケアプランセンター	堺市東区日置荘原寺町454-6	堺市東区日置荘北町2-21-36	令和2年4月1日
介護予防訪問サービス	じゅん訪問介護センター	堺市中区深井東町3164 ベルガーデンズ105号	堺市北区百舌鳥本町3-538-57	令和3年1月1日

堺市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
辻村 隆史	三国ヶ丘マッサージ治療院 鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第一ナカノマンション101号	令和2年12月1日
松本 在央	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1-1-7 A201号室	令和2年12月29日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
松本 在央	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1-1-7 A201号室	令和2年12月29日
葎 直明	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1-1-7 A201号室	令和2年12月29日
中澤 風貴	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1-1-7 A201号室	令和2年12月29日

堺市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤 英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
辻村 隆史	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1-28-6	令和2年11月30日
三浦 勝美	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
松本 在央	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
前川 稔	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
本多 栄洋	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
中澤 風貴	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
松本 在央	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
葭 直明	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
尾山 亮	ライク鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日
原 定嗣	ライク鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
松本 在央	ライク整骨院	堺市堺区大浜南町3-1-63	令和2年12月28日

堺市告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
イズミ薬局 浜寺店	堺市西区浜寺船尾町西4-557	薬局	令和2年12月1日
イズミ薬局 諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森東3-371-1	薬局	令和2年12月1日

堺市告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
太田医院	堺市東区北野田114-6	病院・診療所	令和3年1月1日
山田クリニック	堺市中区深阪1-10-37-101	病院・診療所	令和3年1月1日
ウエルシア薬局 堺大庭寺2号店	堺市南区大庭寺869-1	薬局	令和3年1月1日
ウエルシア薬局 堺草尾店	堺市東区草尾633-5	薬局	令和3年1月1日
ウエルシア薬局 堺北花田店	堺市北区北花田町3-18-14	薬局	令和3年1月1日
グリーン薬局	堺市東区日置荘西町4-10-18	薬局	令和3年1月1日
アガベ深井薬局	堺市中区深井沢町3265 ミラージュ昌栄1F	薬局	令和3年1月1日

ころね訪問看護ステーション	堺市北区新金岡町5-9-116	訪問看護	令和3年1月1日
---------------	-----------------	------	----------

堺市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
㊦961	平井50号線	中区平井1084番15地先 中区平井1084番13地先	4.70	32.03	
㊦868	南花田69号線	北区南花田町567番5地先 北区南花田町567番5地先	4.70	17.01	
㊦591	海山20号線	堺区海山町3丁154番13地先 堺区海山町3丁154番18地先	4.70	33.12	
㊦551	新家53号線	中区新家町657番26地先 中区新家町657番25地先	5.70 6.70	176.89	
㊦1044	土師215号線	中区土師町1丁2579番1地先 中区土師町1丁2579番1地先	5.70	19.34	
㊦1045	八田南10号線	中区八田南之町180番1地先 中区八田南之町179番7地先	4.70	53.79	
7696	福田270号線	中区福田294番3地先 中区福田262番1地先	5.70	114.12	
7697	深井東26号線	中区深井東町352番19地先 中区深井東町373番1地先	6.70	49.50	
㊦552	白鷺17号線	東区白鷺町3丁299番70地先 東区白鷺町3丁299番22地先	6.70 9.12	368.89	
㊦553	白鷺18号線	東区白鷺町3丁299番133地先 東区白鷺町3丁299番190地先	5.70 6.70	317.27	
㊦554	白鷺19号線	東区白鷺町3丁299番128地先 東区白鷺町3丁299番151地先	6.70	154.66	
㊦555	白鷺20号線	東区白鷺町3丁299番124地先 東区白鷺町3丁299番190地先	6.70	109.47	
㊦959	日置荘原寺62号線	東区日置荘原寺町465番7地先 東区日置荘原寺町465番3地先	5.00	24.30	
㊦960	日置荘北61号線	東区日置荘北町3丁303番16地先 東区日置荘北町3丁303番23地先	6.70	91.02	
㊦348	草部226号線	西区草部387番2地先 西区草部466番16地先	4.70	35.19	
㊦349	草部227号線	西区草部689番5地先 西区草部636番6地先	5.70	120.65	
㊦1043	浜寺諏訪森東23号線	西区浜寺諏訪森町東2丁180番8地先 西区浜寺諏訪森町東2丁188番6地先	6.70	108.83	
㊦1046	浜寺諏訪森西47号線	西区浜寺諏訪森町西3丁268番12地先 西区浜寺諏訪森町西3丁268番13地先	4.70	64.60	
㊦1047	原田27号線	西区原田167番7地先 西区原田171番1地先	6.70	115.17	
㊦728	奥本26号線	北区奥本町2丁5番3地先 北区奥本町2丁5番7地先	4.70	27.58	
㊦7374	阿弥77号線	美原区阿弥412番5地先 美原区阿弥412番5地先	5.70	20.26	

公 告

堺市公告第88号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 休館日
令和3年2月15日（月）
- 2 休館施設
堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）
※駐車場を除く。
- 3 休館理由
法定電気点検を実施するため。

堺市公告第89号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供す

る。

令和3年2月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール堺鉄砲町
堺市堺区鉄砲町1番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンモール株式会社
代表取締役 岩村 康次
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 イオンモール株式会社
代表者 代表取締役 吉田 昭夫
所在地 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 名 称 イオンモール株式会社
代表者 代表取締役 岩村 康次
所在地 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

- (1) 令和2年1月27日
- (2) 令和3年1月28日

5 届出年月日

令和3年1月28日

堺市公告第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年2月12日

堺市長 永藤英機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスピア堺インター

堺市西区太平寺711番地1-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ハヤブサ

代表取締役 徳山 明

八尾市上尾町四丁目1番11号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
ダイキ株式会社	9時00分	22時00分
株式会社チヨダ	10時00分	22時00分
株式会社スーパーサンエー	9時00分	22時00分
日本マクドナルドホールディングス株式会社	10時00分	22時00分

株式会社エディオン	10時00分	23時00分
株式会社大創産業	10時00分	22時00分
株式会社ヒマラヤ	10時00分	22時00分
株式会社ライトオン	10時00分	22時00分

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社 (予定)	6時00分	22時00分
株式会社ニトリ (予定)	10時00分	22時00分
株式会社ライフコーポレーション (予定)	7時00分	23時00分
日本マクドナルドホールディングス株式会社	10時00分	22時00分
株式会社エディオン	10時00分	23時00分
株式会社大創産業	10時00分	22時00分
株式会社ヒマラヤ	10時00分	22時00分
株式会社ライトオン	10時00分	22時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

名 称	駐車場利用可能時間帯
駐車場①	8時30分～23時30分
駐車場②	8時30分～23時30分
駐車場③	8時30分～20時30分

(変更後)

名 称	駐車場利用可能時間帯
駐車場①	5時30分～23時30分
駐車場②	5時30分～23時30分

駐車場③	8時30分～20時30分
------	--------------

4 変更年月日

令和3年2月10日

5 届出年月日

令和3年1月28日